

久喜市インキュベーション施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークその他の多様な働き方に対応するとともに、新たなビジネス及び雇用の創出に繋げるため、市内にある商店街等の空き店舗を活用してインキュベーション施設を開設する者に対し、予算の範囲内において久喜市インキュベーション施設整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「商店街等」とは、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合及び一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の事業活動を行う団体をいう。

2 この告示において「空き店舗」とは、次に掲げる要件を全て満たす施設をいう。

- (1) 過去に店舗として営業していた施設で、1か月以上営業していないもの
- (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の一部の区画を借り受けて営業する店舗でないもの
- (3) 最寄り駅からおおむね半径300メートル以内に立地しているもの
- (4) 商店街等若しくは商店街等の会員又は組合員が所有する店舗

3 この告示において「インキュベーション施設」とは、コワーキングスペース

(施設利用者が空間を共有し、相互の交流及び個人の作業を行うことができる環境を備えた執務スペースをいう。)、シェアオフィス(コワーキングスペースを備え、施設利用者がそれぞれの目的に応じて空間や設備の一部を共有する施設をいう。)その他の新たに事業を開始しようとする者が集う場所及び専門家との新たな事業の開始に係る相談又は情報の共有が可能となる機能を有する施設をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた年度内に市内の空き店舗を改修してインキュベーション施設を開設すること。
- (2) 月におおむね15日以上営業を行うこと。
- (3) インキュベーション施設の開設後3年以上継続して運営を行うこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、市税に滞納がない法人、個人又は商店街等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象者としな

- (1) 政治団体
- (2) 宗教上の組織又は団体
- (3) 久喜市暴力団排除条例(平成25年久喜市条例第16号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、インキュベーション施設の開設に係る経費のうち別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内で市長が定める額とし、500万円を限度とする。

(交付申請書の様式)

第7条 規則第6条第1項の申請書の様式は、インキュベーション施設整備補助金交付申請書(様式第1号)のとおりとする。

(交付決定通知書の様式等)

第8条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、インキュベーション施設整備補助金交付決定通知書(様式第2号)のとおりとする。

2 規則第9条第2項による通知書の様式は、インキュベーション施設整備補助金不交付決定通知書(様式第3号)のとおりとする。

(変更承認申請書の様式等)

第9条 規則第11条第1項の申請書の様式は、インキュベーション施設整備補助金変更承認申請書(様式第4号)のとおりとする。

2 前項に規定する変更承認申請書の提出期限は、補助事業を変更しようとする日の1か月前とする。

3 市長は、第1項に規定する変更承認申請書を受理したときは、その内容を速やかに審査し、当該申請が適当であると認めるときは、インキュベーション施設整備補助金変更承認通知書(様式第5号)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、インキュベーション施設整備補助金実績報告書(様式第6号)のとおりとする。

2 前項に規定する報告書の提出期限は、補助対象経費の支払が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の末日のいずれか早い日とする。

(実施状況等の報告)

第11条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた年度から4年間、インキュベーション施設の運営の状況等について、インキュベーション施設整備事業実施状況等報告書(様式第7号)により、各会計年度の末日から2週間以内に市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、インキュベーション施設整備補助金額確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条に規定する通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を請求しようとするときは、インキュベーション施設整備補助金請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(概算払の請求)

第14条 補助対象者は、規則第16条ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、インキュベーション施設整備補助金概算払請求書(様式第10号)により市長に請求するものとする。

(補助金の返還)

第15条 補助金の交付を受けたものは、インキュベーション施設の開設後3年未満でその運営を終了したときは、補助金を全額返還しなければならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 補助金の交付を受けた者が死亡したこと又は身体的機能の一部を失ったことにより事業の継続ができない場合
- (2) 天災その他やむを得ない事由により事業の継続が困難である場合
- (3) その他市長が認める場合

(書類等の整備)

第16条 規則第20条に規定する書類、帳簿等は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

区分	内容
建物改修工事費	内装、外装、給排水、電気、ガス、空調、トイレその他の設備の改修工事、防水工事、耐震性を向上させる工事に係る経費
設計等委託料	改修に係る設計、デザイン、監理業務の委託に係る経費
器具備品費	机・椅子、棚、パーテーションその他の什器の購入に係る経費 パソコン、プリンター、プロジェクターその他の電子機器の購入に係る経費
広告宣伝費	屋外広告物その他の広告宣伝物の設置に係る経費 ホームページの開設に係る経費
衛生費	自動検温器、非接触式消毒機器その他の衛生用品の購入に係る経費
通信環境整備費	配線工事、無線LAN設置その他のインターネット接続環境の整備に係る経費
その他	市長が必要と認める経費